

あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」 空飛ぶクルマの普及に向けたビジネスモデルの構築及び社会実装初期の離着陸場整備 に係る調査等業務委託 仕様書

1 目的

愛知県では、ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティの社会実装の早期化を図るとともに、自動運転車等の「陸」のモビリティとの同時制御により創出される新しいモビリティ社会「愛知モデル」の構築や、次世代空モビリティの基幹産業化を目指す『あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」』（以下「プロジェクト」という。）を推進している。

2024年2月に策定したプロジェクトの「推進プラン」では、空飛ぶクルマの社会実装初期のビジネスモデルとなる「ローンチモデル」として、限定されたエリアでの空飛ぶクルマによる遊覧飛行を実現することとしている。

本業務では、空飛ぶクルマによる遊覧飛行・将来的なエアタクシー等のビジネスモデル構築に向けた離着陸場整備場所候補地（以下「整備候補地」という。）を選定するとともに、選定された候補地の中から、「ローンチモデル」の実現に向け有望な場所における飛行環境調査や需要調査を実施し、翌年度以降の具体的な離着陸場整備につなげることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から2025年3月31日（月）までとする。

3 業務に関する全般的な事項

(1) 愛知県は、2024年2月にプロジェクトの今後の取組や、方向性を示した「推進プラン」をとりまとめた。本業務は当該プランに沿ってプロジェクトの推進を図るものであることから、「推進プラン」の理解に努めた上で業務を行うこと。

※資料：

- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」について
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/460185.pdf>)
- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」推進プラン
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/494809.pdf>)

(2) 本業務の実施に当たり、迅速かつ確実に対応できる要員及び体制を確保すること。

4 業務実施内容

(1) 限定されたエリアでの遊覧飛行候補地（以下「遊覧候補地」という。）の仮選定

空飛ぶクルマについては、2026年度頃に「ローンチモデル」となる限定されたエリアでの遊覧飛行を実現した後、2030年度頃にかけて「愛知モデル」となる2地点間の移動を実現し、さらなる利用拡大を図ることとしている。

将来的には、都市間の移動と、ラストワンマイルの移動を組み合わせた革新的交通サービスの実現が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、空飛ぶクルマの社会実装の各段階における愛知県及び周辺地域における整備候補地を洗い出すため、以下の調査を実施する。

ア 空飛ぶクルマの現状・課題整理

空飛ぶクルマに関して、国内外における検討状況や機体の開発状況等について調査すること。

【調査内容の例】

- (ア) 国内外の空飛ぶクルマ機体開発状況
- (イ) 国内外の各地域における空飛ぶクルマ社会実装の検討状況
- (ウ) 海外における空の利用に関する法体系
- (エ) 愛知県及び周辺地域の特性（空飛ぶクルマ社会実装にあたっての地理特性・産業構造等）
- (オ) 交通ビッグデータ等による人流データ解析を活用した潜在需要の想定
- (カ) 空飛ぶクルマの社会実装に向けて必要な基盤（離着陸場に必要なインフラ、離着陸場の運営及び運航に必要なスキーム（運営経費を含む。）を含み、機体開発に関するものを除く。）
- (キ) 自動運転車両等との充電設備の共用や防災利用の可能性検討
- (ク) その他、効果的と考えられる調査内容を提案すること。

イ 離着陸場の県内での配置の考え方整理

観光・ビジネス・都市間移動などの観点から、本県の特色にあった空飛ぶクルマの活用策を検討すること。また、本県における空飛ぶクルマの離着陸場の配置について、活用策の検討結果を基に、最適な配置となるよう考え方を整理すること。

【調査内容の例】

- (ア) 愛知県及び周辺地域における空飛ぶクルマの活用が見込まれる観光地の洗い出し
- (イ) ビジネスシーンにおける空飛ぶクルマの活用方法（ビジネス利用・企業等によるプライベート利用など）
- (ウ) 愛知県及び周辺地域における既存の交通ネットワークと連携（鉄道・空港・港湾等のインフラ利活用）した空飛ぶクルマによる交通システムの構築可能性の検討
- (エ) 愛知県及び周辺地域における空飛ぶクルマ社会実装の段階に応じた航路の想定
- (オ) (エ) で想定する航路における最適な整備候補地の想定
- (カ) その他、効果的と考えられる調査内容を提案すること。

ウ 遊覧候補地の仮選定

2026年度頃に愛知県内における限定されたエリアでの遊覧飛行を実施する候補地を1か所以上選定すること。選定にあたっては、空飛ぶクルマの離着陸時における安全

確保に影響を及ぼす要因や乗客のアクセス、施工時に配慮すべき事項がないかなどの周辺状況を現地確認するなど、運行に支障がない(又は解決可能性が十分に見込める)ことを十分に確認すること。また、候補地における施設整備費用の試算を示すこと。

(2) 愛知県内における限定されたエリアでの遊覧飛行事業化に向けた調査

(1) ウで仮選定した遊覧候補地における遊覧飛行事業の具体化を図るため、飛行環境・社会受容性に関する調査を行うとともに、事業実施スキームや離着陸場整備方針を策定する。

ア 遊覧候補地に係る環境調査

(1) ウで仮選定した遊覧候補地について、ヘリコプターを用いるなど、実際の飛行による確認を要する事項について調査する。

【調査内容の例】

- (ア) 遊覧候補地における飛行経路の事前想定(実際の飛行時に課題が発生することを見越して、3例程度想定しておくこと。)
- (イ) (ア)で想定した飛行経路の飛行検証
- (ウ) 電磁波、風況等影響の測定
- (エ) その他、効果的と考えられる調査内容を提案すること。

イ 社会受容性調査

(1) ウで仮選定した遊覧候補地において空飛ぶクルマの離着陸場を整備することに関する県民意識やニーズを把握するため、県内全域を対象に、アンケート等による社会受容性調査を行う。

【アンケート等の項目例】

- ・離着陸場ができたなら利用したいか
- ・どのような用途で利用したいか
- ・どこまでの移動で利用したいか
- ・利用したいと思える価格帯(〇円/km)
- ・運航に際して期待する点
- ・運航に際して不安に感じる点
- ・その他、効果的と考えられる項目を提案すること。

ウ 事業実施体制の整理

遊覧候補地における空飛ぶクルマの事業化に向けて、事業実施体制を検討すること。検討にあたっては、関心がある運航事業者等(機体メーカー、運航事業者、離着陸場運営事業者など)に対し、ヒアリングを実施すること。ヒアリングに際し、専門的な知見を生かした事業化に必要な諸条件や離着陸場整備場所候補・飛行ルートなどの要望を把握出来るようヒアリング項目やヒアリング先事業者を提案すること。

【事業実施体制の内容例】

- (ア) 施設整備方針(事業コンセプト、事業開始時期等)
- (イ) 施設整備費用の概算の精査

- (ウ) 遊覧飛行の運行体制（運営スキーム、収支シミュレーションの検討等）
※作成にあたっては管制空域等を考慮した飛行経路、需要予測や気象データ等による運航可能日数、運航可能時間などを整理し、収支計画上、運営が持続可能となる料金設定の算出等を行うこと。
- (エ) その他、効果的と考えられる内容を提案すること。

エ 離着陸場整備計画案の策定

遊覧候補地における離着陸場整備を円滑に行うため、整備計画案を作成すること。

【整備計画案に盛り込む内容例】

- (ア) 整備計画（離着陸場の整備場所候補地及び配置案（1機以上駐機できる格納庫、充電設備、待合施設その他法令上必要な設備を含めるものであること。）。なお、具体的な配置案及びイメージパースを含めること。
- (イ) 整備事業費・整備手法（離着陸場整備の発注方式の検討、建物仕様、概要整備費等）
- (ウ) 施設整備の需要・効果（想定来場者、経済効果等）
- (エ) 事業化に向けたスケジュール案
- (オ) その他、効果的と考えられる項目を提案すること。

オ 追加提案調査

空飛ぶクルマの社会実装に向けては、当面、限定されたエリアでの遊覧飛行を目指していくこととなるが、その後は移動手段としての利活用（エアタクシー）を目指して、航路の開拓や離着陸場の整備を推進していく必要がある。

(1) ウで仮選定した遊覧候補地以外に、拠点となる離着陸場からのラストワンマイルでの需要が見込まれる観光地等を想定し、調査を実施することができる。

(ア) 実施件数

1箇所以上

(イ) 実施内容

(2) の調査内容の全部又は一部

(ウ) 提案時期

追加提案調査を実施する場合は、本公募提案時に調査内容の想定案を作成し、提案書に盛り込むこと。

業務開始後は、(1)イの調査結果をもとにエアタクシーとしての運用が見込まれる追加提案調査候補地を提案すること。提案にあたっては、県やプロジェクトチーム関係者等と密に調整すること。

(3) 中間報告・最終報告

本事業の調査内容については、プロジェクトの推進主体であるプロジェクトチーム会合での公表を想定している。このため、同会合に向けた資料作成支援を行うこと。なお、以下に示す公表時期及び内容はあくまで現時点での想定であるため、県と密に調整すること。

ア 中間報告

(ア) 公表時期

2024年10月頃

(イ) 報告内容

3 業務実施内容(1)の内容

イ 最終報告

(ア) 公表時期

2025年2月頃

(イ) 報告内容

3 業務実施内容(2)の内容

(4) 定期報告

プロジェクト推進に係る具体の議論を集中的に進めるため、プロジェクトにはテーマごとのタスクフォースを設置している。本タスクフォースの場で、受託業務の進捗状況その他の報告を行うこと。なお、具体的な開催日時や会場は県と調整すること

(5) ローンチモデル検討チーム(人流モデル推進チーム) 会合運営業務

毎月1回以上、プロジェクトチームの人流モデル関連企業を中心に構成される、ローンチモデル検討チーム会合を開催し、空飛ぶクルマの2026年度頃のローンチモデルの実現や2030年度頃の愛知モデル(人流モデル、都市モデル)の実現に向けた検討を行うこと。なお、具体的な開催日時や会場は県担当者と調整すること。

また、ローンチモデル検討チームの会議終了後は、議事録を作成し速やかに県に提出すること。

5 成果物

(1) 成果物

調査報告書及び本業務における成果物(収集した基礎データ、各種打ち合わせ記録、ヒアリング記録、本業務で作成使用した各種文書等及びその他県が指定するもの)

(2) 納品方法

A4判縦・横書き(作図等は適宜使用し、A3判の折込可)5部とその内容を記録した電子データを提出すること。

(3) 納期

2025年3月31日(月)

(4) その他

提出された成果物の一切の著作権は、委託者である県に帰属するものとする。なお、県から経過報告を求められた時は、資料等の提出に対応すること。

6 業務スケジュール(想定)

5月下旬 契約・業務開始

6月～9月 3 業務実施内容(1)に関する調査実施

8月下旬	遊覧候補地の仮選定、概算整備費の試算
9月中旬	中間報告資料案の提出
10月	中間報告
10月～1月	3 業務実施内容（2）に関する調査実施
1月中旬	最終報告資料案の提出
2月	最終報告
3月31日	業務完了

7 留意事項

（1）県との協議及び総括責任者の設置

- ア 受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。
- イ 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- ウ 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

（2）プロジェクトチームやプロジェクト関係企業との連携

プロジェクトの提案者である株式会社プロドローンを始めとしたプロジェクトチームメンバー、ローンチモデル検討チームに携わるネットワークメンバー及び愛知県が別に発注する関連事業（普及啓発業務等）の委託業務受託者と連携を図ること。

（3）委託事業間の連携

各事業の調査結果については、愛知県が別に発注する「プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務 4 業務内容 (1) プロジェクト推進に係る会議運營業務」と連携し、プロジェクト推進に必要な情報についても必要に応じて収集するなど連携すること。

（4）著作権等の保護

- ア 業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。
- イ 成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- ウ 著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議のうえ、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができる。

（5）情報管理

- ア 受託者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情

報管理、機密保持に万全を期すること。

イ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(6) 一括再委託の禁止

委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議すること。

(7) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(8) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い

受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保有しなければならない。

(9) その他

本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。